

療養に関する事項

(1) ☒ 活療養に関する事項

当院は、食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水等に関し適切に管理しております。

(2) ☒ 院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養（1）及び栄養管理実施届出を行っており、管理栄養士（又は栄養士）によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

（朝食 午前8時頃 / 昼食 正午頃 / 夕食 午後6時頃）

◆ 1食あたりの負担額

	区 分	令和8年6月から
①	一般の方	550円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く） (過去1年間の入院期間が90日を超えている方)	270円 (220円)
③	②のうち、所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	130円
④	指定難病・小児慢性特定疾病の患者	330円

※ ②、③に該当する方は、加入している医療機関の保険者が発行する減額認定書を窓口に提示して下さい。

※ ②のうち、過去1年間の入院期間が90日を超えている方は、長期該当の減額認定書を窓口に提示して下さい。